

保険金等のご請求および解約・その他のご変更手続きについて

- 死亡保険金、災害死亡保険金、死亡一時金、高度障害保険金等のお支払事由または危険保険料免除事由が生じた場合は、当社の下記連絡先までご連絡ください。ご請求方法についてご説明したうえで、必要書類を送付させていただきます。

死亡保険金、災害死亡保険金、死亡一時金、高度障害保険金等のお支払いは、約款に記載されております保険金等をお支払いするための確認・照会・調査を行う場合をのぞいて、当社所定の必要書類が当社（代理店、取扱者を含む）に到着した日（書類に不備がある場合は完備した日）の翌営業日から起算して、5営業日以内にお支払いします。

- 解約、積立金の一部引出、基本保険金額の減額のお申出や、ご契約者の変更等、ご契約内容の各種変更の場合にも、当社所定の必要書類が必要ですので、下記までご連絡ください。

解約払戻金、一部引出額のお支払いは、当社所定の必要書類を当社（代理店、取扱者を含む）が受付した日（書類に不備がある場合は完備した日）の翌営業日から起算して、5営業日以内にお支払いします。

- 保険金等を請求する権利または危険保険料免除を請求する権利は、3年間請求がないときには消滅します。

東京海上日動フィナンシャル生命
ご契約者さま専用テレホンサービス

TEL：0120-155-730

受付時間：月～金／9：00～17：30

（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）